

理由

関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、関税に関する便益の適用の停止及び製造用原料品に係る譲許の便益の適用等に関し所要の規定を定めるとともに、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく関税に関する便益の適用のため必要な締約国原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書等に係る規定等を整備する必要があるからである。